



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 8月20日火曜日 第1383号

◇ 目 次 ◇
告 示

医師の指定..... 941
 医療機関の指定（2件）..... 942
 愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正..... 942

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正..... 942
 公共測量の実施の通知..... 942

教育委員会規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則..... 942

告 示

○愛媛県告示第1439号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成14年 8月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	愛媛県立伊予三島病院	細 川 智 司	伊予三島市中之庄町1684番地 2	平成 14年 8月 1日
”	”	愛媛県立新居浜病院	三 好 英 昭	新居浜市本郷三丁目 1 番 1 号	”
肢体不自由・小腸機能障害	内 科	”	遠 藤 慎 治	”	”
視 覚 障 害	眼 科	町立野村病院	大 下 祐 次	東宇和郡野村町大字野村 9 号53番地	”
”	”	愛媛県立今治病院	小 林 瑞	今治市石井町四丁目 5 番 5 号	”
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	公立周桑病院	細 見 直 樹	東予市壬生川131番地	”
聴覚・平衡・音声又は言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	町立吉田総合病院	佐 伯 克 哉	北宇和郡吉田町大字北小路甲217番地	”
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内 科	井門クリニック	井 門 等	越智郡朝倉村大字朝倉下甲1146番地 1	”
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌 尿 器 科	市立八幡浜総合病院	三 浦 徳 宣	八幡浜市大字大平 1 番耕地638番地	”
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	市立宇和島病院	福 本 光 利	宇和島市御殿町 1 番 1 号	”
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	愛媛労災病院	太 田 孝 行	新居浜市南小松原町13番27号	”
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	”	目 昭 仁	”	”
聴覚・平衡・音声又は言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	愛媛大学医学部附属病院	清 水 義 貴	温泉郡重信町大字志津川	”
小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	”	串 畑 史 樹	”	”
小 腸 機 能 障 害	”	”	山 下 広 高	”	”
肢 体 不 自 由	”	”	八 杉 巧	”	”
ぼうこう又は直腸機能障害	”	”	本 田 和 男	”	”
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内 科	医療法人 岩 崎 病 院	星 加 章 雄	新居浜市中萩町 2 番 5 号	”

じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	菅本隆雄	今治市喜田村七丁目1番6号	〃
------------------	------	-------------------	------	---------------	---

○愛媛県告示第1440号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成14年8月20日

愛媛県知事 加戸守行

名称	所在地	担当すべき医療の種類	指定期月日
くりの木薬局	伊予三島市中之庄町398-2		平成14年8月1日

○愛媛県告示第1441号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成14年8月20日

愛媛県知事 加戸守行

名称	所在地	担当すべき医療の種類	指定期月日
愛媛県立南宇和病院	南宇和郡城辺町甲2433番地第1	腎移植に関する医療	平成14年7月1日
コスモ薬局	北宇和郡三間町大字宮野下704番地		平成14年7月1日

○愛媛県告示第1442号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成14年7月5日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成14年8月20日

愛媛県知事 加戸守行

第2条の表第1号の項利子補給率の欄中「6厘」を「4厘5毛」に改める。

○愛媛県告示第1443号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成14年7月5日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成14年8月20日

愛媛県知事 加戸守行

第2条の表2の項利子補給率の欄中「1分1厘」を「9厘

」に、「9厘」を「7厘」に改め、同表3の項同欄及び同表7の項同欄中「6厘」を「4厘5毛」に改める。

○愛媛県告示第1444号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成14年8月20日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 公共測量（松山市都市計画図作成）
- 2 作業期間 平成14年9月2日から平成15年3月25日まで
- 3 作業地域 松山市全域

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第16号

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年8月20日

愛媛県教育委員会

委員長 井関和彦

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則（昭和37年愛媛県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の2を削る。

第5条第1項の表第5表中「第7項」を「第5項」に改め、同項の表第6表中「第11項」を「第9項」に改める。

第6条の2第8号中「卒業証明書又は修了証明書及び」を削る。

第12条の2第3号中「専門的知識」を「専門的知識経験」に改める。

様式第7号中「第6号まで」を「第7号まで」に改め、同様式注中「第6号」を「第7号」に、

「第5号 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者」

「第5号 第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者」

第6号 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者」

改める。

様式第7号の2中「（第6条の2関係）」を「（第6条の2関係） 推薦書」に、「専門的知識」を「専門的知識経験」に改め、「教育職員免許法」の下に「（昭和24年法律第147号）」を加え、同様式に注として次のように加える。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第16号の2中「専門的知識」を「専門的知識経験」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成14年7月1日から適用する。ただし、様式第7号の改正規定は、平成15年1月1日から施行する。

